

ダイナースクラブ ゴールド会員特約

第1条（会員規約の適用）

1. 本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限りダイナースクラブカード/TRUST CLUB カード会員規約（以下「会員規約」という）の語句の用語の意味と同様とします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとし、会員規約上の「カード」をダイナースクラブ ゴールドに読み替えるものとします。

第2条（カード・サービス手数料）

1. 本会員が、クレジットカード契約の成立から14カ月後までに退会した場合、本会員は、当社所定のカード・サービス手数料を支払うものとします。

第3条（カードデザイン）

1. カードのデザインの変更を希望する場合は、当社所定の方法により申し込みすることができます。但し、当社所定の審査により、申し込みを否認する場合があります。
2. 本会員のカードデザインを変更した場合は、家族会員のカードのデザインも変更されます。
3. カードデザインを変更することで、カード番号等も変更になります。
4. カードデザインの変更を行った場合、本会員は、当社所定のカードデザイン変更手数料を支払うものとします。

2026年10月1日制定

LC-7027-202604